

◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の算定方法を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)